

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

### 2 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は以下のとおりであります。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

#### 26 各種の規制及び法制度等

##### (1) コンプライアンス体制等

当社グループは業務を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法及び金融商品取引所が定める関係規則等の各種の規制及び法制度等の適用を受けております。また、海外においては、それぞれの国や地域の規制及び法制度の適用並びに金融当局の監督を受けております。当社グループは、法令その他諸規則等を遵守すべく、コンプライアンス体制及び内部管理体制の強化を経営上の最重要課題のひとつとして位置付け、グループ各社の役職員等に対して適切な指示、指導及びモニタリングを行う体制を整備するとともに、不正行為の防止・発見のために予防策を講じております。しかし、役職員等が法令その他諸規則等を遵守できなかった場合、法的な検討が不十分であった場合又は予防策が効果を発揮せず役職員等による不正行為が行われた場合には、不測の損失が発生したり、行政処分や罰則を受けたり、業務に制限を付されたりするおそれがあり、また、お客さまからの損害賠償請求やお客さま及びマーケット等からの信頼失墜等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 各種の規制及び法制度等の変更

当社グループが国内外において業務を行う際には、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制等の適用を受けております。これら法令等及びその解釈は常に変更される可能性があり、その内容によっては当社グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。例えば、バーゼル銀行監督委員会は平成21年7月に自己資本比率規制(いわゆる「バーゼルⅡ」)の枠組みの強化を公表しておりますが、こうした自己資本比率規制の強化や、近時の世界的な市場の混乱への対応として、金融政策及び時価会計の見直しを含む会計基準等の変更がなされた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成21年8月30日の衆議院議員選挙において民主党が過半数の議席を獲得し、同党を中心とする内閣が発足しました。今後実施される政策や、規制の変更等により、日本経済、金融市場、金融業界又は当社グループのビジネス戦略に影響が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 27 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得に係るリスク

当社の子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年10月1日付で、リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社(以下「旧・日興コーディアル」)の全ての事業(一部資産・負債を除く)及びホールセール証券事業を主とするシティグループ証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興シティグループ証券株式会社)の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業等(以下、「対象事業等」と総称する。)を会社分割により承継した日興コーディアル証券株式会社(平成21年10月1日以前の旧商号：日興コーディアル証券分割準備株式会社)(以下「日興コーディアル証券」)のすべての株式を取得し、同行の完全子会社としました。なお、同行は、当該株式取得を通じて、現物出資等により旧・日興コーディアルまたは日興コーディアル証券分割準備株式会社が承継または譲り受けた対象事業等に関係する関係会社の株式、政策保有株式、「日興」に関連する商標権を含むその他資産についても間接的に取得しました。

当社グループによる対象事業等の取得は、日興コーディアル証券の顧客サービスと、当社グループの商業銀行の事業基盤に基づく業務運営とを融合させた新たな複合金融ビジネスの展開により、成長力を更に高めていくことを狙いとするものですが、対象事業等の取得及び取得後の事業展開には、以下の事項を含む種々のリスクを伴います。

### (1) 対象事業等と当社グループの既存事業との融合に関するリスク

当社グループは、日興コーディアル証券と同規模の証券事業を行った経験がなく、当社グループが企図している事業戦略が奏功せず、想定した成果が得られない可能性や、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの既存事業と対象事業等の融合に関連する国内外の法規制の動向が、事業の融合の時期やその実現に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 対象事業等の取得により想定している成果が得られないリスク

当社グループは、対象事業等の有する将来性等を見込んだうえで対象事業等を取得しましたが、その前提とは異なる経済金融環境が生じた場合や対象事業等に関わる従業員が流出した場合、顧客基盤の引継ぎが円滑に行えない場合、対象事業等の取得の結果として他の提携先や出資・買収先との関係が悪化し、又は、提携関係等の見直しを余儀なくされる場合等には、想定した成果が得られない可能性や、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループは、従来、株式会社大和証券グループ本社との間の合弁会社である大和証券エスエムビーシー株式会社(以下「大和証券エスエムビーシー」)をホールセール証券事業の中核として事業展開しておりますが、平成21年9月10日付で、株式会社大和証券グループ本社との間で、大和証券エスエムビーシーに関する合弁事業を、関係当局への各種手続きを前提に、解消することにつき合意しました。今後は、日興コーディアル証券自身におけるホールセール証券事業の強化に加えて、平成21年10月1日付で日興コーディアル証券がシティグループ証券株式会社との間で締結した各種業務協働を中心とする戦略的業務提携契約により、ホールセール証券事業の更なる強化を企図しておりますが、これらの強化が企図するとおり実現せず若しくはその想定している成果が得られないこと及び大和証券エスエムビーシーに関する合弁事業の解消が、当該ホールセール証券事業の強化並びに当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 無形固定資産の計上に関するリスク

当社グループは、対象事業等の取得により、のれん等の無形固定資産(現時点における概算額で2,000億円台半ば)を計上する見込みです。のれん等については主に20年で償却することを想定しておりますが、収益性の低下等によって減損処理が必要となる可能性があります。こうしたのれん等の無形固定資産の減損は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 対象事業等の取得に想定外の費用や責任が生じるリスク

当社グループは、対象事業等の取得を決定する際に対象事業等の精査を行っておりますが、当社グループが対象事業等に係るリスクを全て把握できているとは限らず、対象事業等の取得に関して想定外の費用や責任を負担することとなる可能性があります。また、事業の融合に要する費用が、想定よりも増加する可能性があります。

(5) 対象事業等に関するリスク

対象事業等には、以下の事項を含む種々のリスクがあるものと認識しております。これらのリスクの中には、当社グループの事業等に係るリスクと同種のものもありますが、当社グループの中核的事業である銀行業と比較すると、対象事業等の中核である証券業は、市場環境の影響を受けやすいことなどから、一般的に業績変動が大きく、また、リスクの種類や程度も異なります。また、現在の不安定な市場環境等を考慮すると、対象事業等の取得による影響を従来の実績等から判断することは困難であり、その結果、当社グループの業績に与える影響の予測が困難となる可能性があります。

- ・競争激化に関するリスク
- ・有能な人材の確保に関するリスク
- ・事業戦略を遂行できないリスク
- ・近時の国内外の経済金融環境に関するリスク
- ・金利や為替レートの変動に関するリスク
- ・有価証券ポートフォリオの価値下落に関するリスク
- ・取引の相手方・発行体等のデフォルトリスク
- ・オペレーショナルリスク
- ・流動性に関するリスク
- ・法令・規制等に関するリスク
- ・自己資本規制比率に関するリスク
- ・訴訟等の紛争リスク
- ・投資事業に関するリスク

上記リスクを含む対象事業等に係るリスクが顕在化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

#### 1 日興コーディアル証券株式会社を中心とする事業の取得

当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行は、平成21年5月1日開催の取締役会において、シティグループ・インクの完全子会社である日興シティホールディングス株式会社（以下「日興シティHD」）等との間で、日興シティHDが直接又は間接に保有する、①リテール証券事業を主とする日興コーディアル証券株式会社（以下「旧・日興コーディアル」）の全ての事業（但し、一部資産・負債を除く。）、②ホールセール証券事業を主とする日興シティグループ証券株式会社（以下「旧・日興シティ」）の国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業、③上記事業に係る関係会社又は民法上の組合の株式又は組合持分並びに④その他の資産（「日興」に関連する商標権、政策保有株式等）を、関係当局の許認可が得られることを前提に取得することを決議いたしました。

この決議に基づき、株式会社三井住友銀行は、平成21年10月1日付で、旧・日興コーディアルの全ての事業（但し、一部資産・負債を除く。）と旧・日興シティの国内株式・債券引受業務等を含む一部の事業を会社分割により承継した日興コーディアル証券分割準備株式会社の株式を全て譲り受けることで、上記の事業・資産等を取得いたしました。

なお、日興コーディアル証券分割準備株式会社は、同日付で「日興コーディアル証券株式会社」に社名変更しております。

#### 2 株式会社大和証券グループ本社との合弁事業の解消

当社は、平成21年9月10日開催の取締役会において、株式会社大和証券グループ本社との間の合弁会社である大和証券エスエムビーシー株式会社に関する合弁事業を、関係当局への各種手続きを前提に解消することを決議いたしました。当社が保有している大和証券エスエムビーシー株式会社の株式につきましては、本年12月末を目途に、原則として全てを株式会社大和証券グループ本社に譲渡する予定です。

#### 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

##### 1 業績の状況

###### (1) 経済金融環境

当中間連結会計期間を顧みますと、世界的な在庫調整の進展や各国の大規模経済対策の効果等を背景に、景気の底入れ傾向が世界的に広がりました。わが国でも、同様の動きとなったものの、生産活動は依然として低水準に留まり、企業の倒産件数は高水準で推移したほか、失業率が過去最高水準となる等、厳しい経済情勢が続きました。

金融資本市場に目を転じますと、各国の金融安定化策等を受けて短期金融市場は概ね落ち着きを取り戻す展開となりました。米国の長期市場金利は、国債需給悪化懸念の強まりから6月にかけて大きく上昇しましたが、投資家の堅調な需要が改めて確認されるなか、期末にかけて若干低下しました。わが国の長期市場金利も、一旦上昇したあと低下し、期末には期初対比ほぼ同水準となりました。株価は、景気回復期待の広がりを背景に、世界的に上昇し、日経平均株価も1万円台を回復しました。円の対米ドル相場は、ドル短期市場金利の低下等を背景に、円高ドル安基調で推移しました。

金融界におきましては、4月と9月に開催された20カ国・地域首脳会議において、国際的な金融規制強化に関する合意がなされました。一方、国内では、わが国の金融・資本市場の競争力強化に向けて、6月に銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直し等を柱とする「金融商品取引法の一部を改正する法律」が施行されました。

###### (2) 経営成績の分析

当中間連結会計期間の連結粗利益は、10,660億円と前年同期比21億円の減益となりました。厳しい経営環境ではありましたが、三井住友銀行における金利動向を的確に捉えた国債等債券損益の計上等により、ほぼ前年同期並みの水準を確保しております。

また、営業経費につきましては、経費削減への取組みを一段と強化したことから、前年同期比59億円減少の5,330億円となりました。

一方、与信関係費用は、三井住友銀行において、政府の景気対策効果や取引先の状況に応じたきめ細かな対応に取り組んできた成果、海外マーケットの状況改善等により、前年同期比672億円減少したことを主因に、連結ベースでは前年同期比336億円減少の2,684億円となりました。

以上の結果、経常利益は前年同期比312億円増益の2,222億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した中間純利益は前年同期比402億円増益の1,235億円となりました。

次に、第2四半期連結会計期間の経常利益及び四半期純利益は、それぞれ1,069億円、507億円となりました。

主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間につきましては、監査法人のレビューを受けております。また、第2四半期連結会計期間につきましては、監査を受けておりません。

(単位:億円)

	前中間連結 会計期間	当中間連結 会計期間	第1四半期	第2四半期	前中間連結 会計期間比
			連結会計期間	連結会計期間	
連結粗利益	10,681	10,660	5,361	5,298	△21
資金運用収支	6,785	6,831	3,369	3,462	46
信託報酬	12	5	2	2	△7
役務取引等収支	2,839	2,595	1,236	1,358	△244
特定取引収支	△3	1,405	334	1,070	1,409
その他業務収支	1,046	△177	418	△596	△1,224
営業経費	△5,389	△5,330	△2,680	△2,649	59
不良債権処理額 ①	△3,030	△2,689	△1,200	△1,489	340
貸出金償却	△1,535	△1,183	△452	△730	352
個別貸倒引当金繰入額	△1,096	△1,429	△817	△612	△332
一般貸倒引当金繰入額	△242	302	116	186	544
その他	△155	△379	△47	△332	△224
株式等損益	△197	△89	△24	△64	108
持分法による投資損益	△61	△200	△235	34	△139
その他	△92	△128	△68	△59	△35
経常利益	1,909	2,222	1,152	1,069	312
特別損益	△4	78	△11	89	82
うち減損損失	△13	△17	△10	△7	△4
うち償却債権取立益 ②	9	5	2	2	△3
税金等調整前中間(四半期)純利益	1,905	2,300	1,141	1,159	395
法人税、住民税及び事業税	△464	△649	△288	△360	△185
法人税等調整額	△157	147	169	△22	305
少数株主利益	△450	△563	△294	△269	△112
中間(四半期)純利益	832	1,235	727	507	402

(注) 1. 金額が損失又は減益には△を付しております。

2. 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)  
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

与信関係費用 (=①+②)	△3,021	△2,684	△1,197	△1,486	336
------------------	--------	--------	--------	--------	-----

① 事業の種類別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比21億円の減益となる3,462億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役員取引等収支は同134億円の減益となる1,358億円、特定取引収支は同222億円の増益となる1,070億円、その他業務収支は同725億円の減益となる△596億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比87億円の減益となる2,926億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役員取引等収支は同142億円の減益となる874億円、特定取引収支は同140億円の増益となる877億円、その他業務収支は同655億円の減益となる△637億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比10億円の減益となる145億円、信託報酬は同0億円の増益となる0億円、役員取引等収支は同0億円の増益となる3億円、その他業務収支は同11億円の減益となる108億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比35億円の増益となる395億円、役員取引等収支は同18億円の減益となる524億円、特定取引収支は同81億円の増益となる192億円、その他業務収支は同55億円の減益となる246億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	301,405	15,600	36,015	△4,644	348,377
	当第2四半期連結会計期間	292,650	14,515	39,592	△524	346,232
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	539,222	22,502	50,240	△42,544	569,421
	当第2四半期連結会計期間	388,294	19,639	47,927	△30,286	425,574
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	237,816	6,902	14,224	△37,900	221,043
	当第2四半期連結会計期間	95,644	5,123	8,334	△29,761	79,341
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	688	14	—	—	703
	当第2四半期連結会計期間	274	15	—	—	289
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	101,713	279	54,278	△6,940	149,331
	当第2四半期連結会計期間	87,487	305	52,463	△4,422	135,832
うち役員取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	132,565	274	58,178	△10,374	180,643
	当第2四半期連結会計期間	118,525	305	57,388	△8,895	167,323
うち役員取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	30,851	△5	3,900	△3,434	31,312
	当第2四半期連結会計期間	31,038	—	4,925	△4,472	31,491
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	73,699	—	11,135	—	84,834
	当第2四半期連結会計期間	87,797	—	19,293	—	107,091
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	△5,648	—	243	12,118	6,713
	当第2四半期連結会計期間	89,688	—	17,034	368	107,091
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	△79,347	—	△10,891	12,118	△78,120
	当第2四半期連結会計期間	1,890	—	△2,259	368	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	1,842	11,934	30,140	△31,002	12,915
	当第2四半期連結会計期間	△63,747	10,820	24,634	△31,317	△59,609
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	10,498	63,811	61,003	△31,254	104,059
	当第2四半期連結会計期間	9,164	60,075	58,971	△30,997	97,213
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	8,656	51,876	30,863	△251	91,144
	当第2四半期連結会計期間	72,912	49,255	34,336	319	156,823

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各事業の主な内容
- (1) 銀行業……………銀行業
  - (2) リース業……………リース業
  - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、  
システム開発・情報処理業
- 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間7百万円、当第2四半期連結会計期間5百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
- 4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。



② 国内・海外別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比21億円の減益となる3,462億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役務取引等収支は同134億円の減益となる1,358億円、特定取引収支は同222億円の増益となる1,070億円、その他業務収支は同725億円の減益となる△596億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比3億円の減益となる2,798億円、信託報酬は同4億円の減益となる2億円、役務取引等収支は同57億円の増益となる1,319億円、特定取引収支は同194億円の増益となる978億円、その他業務収支は同700億円の減益となる△589億円となりました。

海外の資金運用収支は前第2四半期連結会計期間比28億円の減益となる670億円、役務取引等収支は同195億円の減益となる38億円、特定取引収支は同28億円の増益となる92億円、その他業務収支は同25億円の減益となる△6億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	280,131	69,917	△1,672	348,377
	当第2四半期連結会計期間	279,811	67,098	△676	346,232
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	420,596	171,938	△23,113	569,421
	当第2四半期連結会計期間	355,057	95,135	△24,618	425,574
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	140,464	102,020	△21,441	221,043
	当第2四半期連結会計期間	75,246	28,036	△23,942	79,341
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	703	—	—	703
	当第2四半期連結会計期間	289	—	—	289
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	126,124	23,443	△236	149,331
	当第2四半期連結会計期間	131,901	3,850	81	135,832
うち役務取引等 収益	前第2四半期連結会計期間	154,529	26,450	△336	180,643
	当第2四半期連結会計期間	162,337	5,416	△429	167,323
うち役務取引等 費用	前第2四半期連結会計期間	28,404	3,007	△99	31,312
	当第2四半期連結会計期間	30,436	1,565	△510	31,491
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	78,386	6,447	—	84,834
	当第2四半期連結会計期間	97,828	9,263	—	107,091
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	△562	△4,179	11,455	6,713
	当第2四半期連結会計期間	99,718	7,003	368	107,091
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	△78,948	△10,627	11,455	△78,120
	当第2四半期連結会計期間	1,890	△2,259	368	—
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	11,048	1,867	—	12,915
	当第2四半期連結会計期間	△58,955	△654	—	△59,609
うちその他業務 収益	前第2四半期連結会計期間	100,950	3,109	—	104,059
	当第2四半期連結会計期間	84,429	12,784	—	97,213
うちその他業務 費用	前第2四半期連結会計期間	89,902	1,242	—	91,144
	当第2四半期連結会計期間	143,384	13,438	—	156,823

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結会計期間7百万円、当第2四半期連結会計期間5百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

① 貸出金

貸出金は、三井住友銀行における海外での慎重なアセット運営等により、前連結会計年度末比5,791億円減少して64兆5,561億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
貸出金残高(末残)	651,353	645,561	△5,791
うちリスク管理債権	15,863	16,498	635
うち住宅ローン(注)	157,573	159,523	1,949

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年3月31日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,310,703	5,279	548,221	54,864,204	100.00
製造業	6,983,663	—	9,145	6,992,808	12.75
農業、林業、漁業及び鉱業	149,268	—	409	149,678	0.27
建設業	1,273,013	—	1,934	1,274,948	2.32
運輸、情報通信、公益事業	3,379,621	2,268	5,835	3,387,724	6.17
卸売・小売業	5,025,618	3,011	22,700	5,051,330	9.21
金融・保険業	4,301,745	—	5,223	4,306,969	7.85
不動産業	7,492,694	—	134,690	7,627,384	13.90
各種サービス業	5,542,614	—	62,719	5,605,333	10.22
地方公共団体	1,058,239	—	—	1,058,239	1.93
その他	19,104,223	—	305,562	19,409,786	35.38
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,128,424	37,588	105,102	10,271,115	100.00
政府等	35,350	—	—	35,350	0.34
金融機関	501,739	—	—	501,739	4.88
商工業	8,462,956	34,362	105,100	8,602,419	83.75
その他	1,128,377	3,226	1	1,131,605	11.03
合計	64,439,128	42,867	653,323	65,135,319	—

業種別	平成21年9月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	54,631,936	5,078	823,331	55,460,347	100.00
製造業	6,794,807	—	9,620	6,804,427	12.27
農業、林業、漁業及び鉱業	127,749	—	327	128,076	0.23
建設業	1,189,119	—	2,650	1,191,770	2.15
運輸、情報通信、公益事業	3,279,820	2,268	10,322	3,292,411	5.94
卸売・小売業	4,669,972	2,810	20,991	4,693,774	8.46
金融・保険業	4,515,577	—	8,903	4,524,480	8.16
不動産業、物品賃貸業	8,347,269	—	130,479	8,477,748	15.28
各種サービス業	4,127,724	—	57,860	4,185,584	7.55
地方公共団体	1,110,144	—	—	1,110,144	2.00
その他	20,469,751	—	582,176	21,051,928	37.96
海外及び特別国際金融取引勘定分	8,955,855	29,164	110,794	9,095,813	100.00
政府等	30,733	—	—	30,733	0.34
金融機関	519,845	—	—	519,845	5.71
商工業	7,505,640	22,773	110,793	7,639,207	83.99
その他	899,635	6,390	1	906,027	9.96
合計	63,587,792	34,242	934,126	64,556,160	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、  
システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

5 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況（株式会社三井住友銀行単体）

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、平成21年3月末比477億円増加して1兆2,419億円となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が306億円減少して2,890億円、危険債権が889億円増加して7,672億円、要管理債権が106億円減少して1,857億円となりました。

なお、不良債権比率は平成21年3月末の1.78%から上昇して1.90%となりました。

(単位:億円)

	平成21年3月末	平成21年9月末	平成21年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3,196	2,890	△306
危険債権	6,783	7,672	889
要管理債権	1,963	1,857	△106
合計 ①	11,942	12,419	477
正常債権	660,285	642,422	△17,863
総計 ②	672,227	654,841	△17,386
不良債権比率 (=①/②)	1.78%	1.90%	0.12%
直接減額実施額	4,795	5,363	568

② 有価証券

有価証券は、外国債券の残高が減少したこと等により、前連結会計年度末比3,427億円減少して、28兆3,554億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
有価証券	286,981	283,554	△3,427
国債	147,344	162,997	15,653
地方債	3,386	3,225	△161
社債	38,991	37,499	△1,492
株式	27,556	32,931	5,374
うち時価のあるもの	21,119	26,222	5,103
その他の証券	69,701	46,900	△22,801

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

(単位:億円)

	平成21年3月末	平成21年9月末	平成21年3月末比
満期保有目的の債券	278	548	270
子会社・関連会社株式	△35	△149	△114
その他有価証券	△427	5,636	6,063
うち株式	△165	4,960	5,125
うち債券	△12	555	567
その他の金銭の信託	△2	△1	0
合計	△186	6,034	6,220

③ 繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っており、残高は、前連結会計年度末比1,606億円減少して6,970億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
繰延税金資産	8,576	6,970	△1,606
繰延税金負債	272	250	△22

④ 預金

預金は、国内、海外ともに増加したことから、前連結会計年度末比3,984億円増加して75兆9,679億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末比8,688億円増加して8兆3,301億円となりました。

(単位:億円)

	前連結会計年度末	当第2四半期 連結会計期間末	前連結会計年度末比
預金	755,694	759,679	3,984
国内	688,086	690,595	2,508
海外	67,607	69,084	1,476
譲渡性預金	74,612	83,301	8,688

⑤ 純資産の部

純資産の部合計は、6兆1,029億円となりました。

このうち株主資本は、普通株式の発行や中間純利益の計上等により、3兆5,672億円となりました。内訳は、資本金1兆8,513億円、資本剰余金4,920億円、利益剰余金1兆3,478億円、自己株式△1,240億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、3,961億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金4,687億円、繰延ヘッジ損益△216億円、土地再評価差額金351億円、為替換算調整勘定△861億円となっております。

## 2 キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は+5,479億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は△2,981億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は+4,353億円となりました。

その結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2兆9,365億円となりました。

## 3 対処すべき課題、研究開発活動

### (1) 対処すべき課題

当社グループでは、平成21年度を、「基本原則に則った業務運営の徹底により、守りを固めつつ、着実な成長を目指す年」と位置付け、グループ各社の基盤となる業務において「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」の3つのコントロールを意識した業務運営を徹底するとともに、中長期的な成長の実現に向けて「グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現」と「成長事業領域の強化」に取り組んでまいります。

#### ①「経費」「クレジットコスト」「リスクアセット」のコントロール

経費投入につきましては、一段と厳しい目線で、規模、タイミング、効果等の面から優先順位付けを行い、成長事業領域への傾斜配分を強めるとともに、事業の効率性の向上を図っていくことにより、株式会社三井住友銀行単体での経費率を40%台にコントロールしてまいります。

クレジットコストのコントロールにつきましては、更なる事業環境の悪化も念頭に置きつつ、リスクへの感度を一段と高め、ボトムライン収益確保に向けた業務運営を徹底してまいります。当社グループでは、バーゼルⅡ(新BIS規制)への対応を着実に進め、オペレーショナルリスクについては平成20年3月末より先進的計測手法を導入済であります。信用リスクについても平成21年3月末から先進的内部格付手法を導入し、より高度なリスク管理体制を整備しております。また、株式会社三井住友銀行では、国際与信管理部を中心に海外与信の管理を強化しております。加えて、「市場リスク」「流動性リスク」「信用リスク」「オペレーショナルリスク」という金融機関が抱える様々なリスクの管理機能を、リスク管理部門に集約し、リスク横断的なレビューを強化するなど、リスク管理態勢の高度化を図っております。

リスクアセットのコントロールにつきましては、財務目標の一つであります「連結Tier I比率8%程度」を継続的に維持するべく取り組むとともに、不透明な経営環境を踏まえ、リスクに見合ったリターン確保に向けた取組みを強化してまいります。同時に、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めてまいります。

また、「Follow the Basics」というキーワードの下、商業銀行の事業基盤に基づく基本原則に則った業務運営を継続的に強化することを通じて、着実な成長を目指してまいります。更に、国内外を問わず、引き続き法令等の遵守を徹底し、磐石のコンプライアンス体制を構築してまいりますほか、CS・品質管理の向上につきましても、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化すること等を通じて、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

## ② グローバルプレーヤーに相応しい財務体質の実現

当社グループでは、今後形成される新たな金融秩序の下においても競争力を維持し、持続的成長を実現していくためには、資本の質・量の両面における拡充が必要であるとの認識から、本年5月に普通株式の発行を決議、7月には発行価額の総額で8,610億円に上る増資を完了いたしました。本件増資によって強化された資本基盤をもとに、円滑な資金供給という商業銀行としての責務を果たすとともに、競争力を強化し持続的成長を実現していくことで、中長期的な株主価値向上に繋げてまいりたいと考えております。

また、当社グループは、グローバル化の進展に応じた体制強化も視野に入れ、引き続き、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

## ③ 成長事業領域の強化

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

当社グループでは、お客さまへの円滑な資金供給が金融機関の社会的責務であるとの認識に立ち、より適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めております。特に中小企業のお客さまの資金調達ニーズに対しましては、株式会社三井住友銀行では、無担保で第三者保証が不要な「ビジネスセレクトローン」をいち早く開発し、幅広いお客さまにご利用頂いているほか、緊急保証制度を含む保証協会保証付貸出を中心に積極的な取組みを行っております。加えて、有担保の「ワイドサポートローン」「アセットバリュー」等を開発し、お客さまの様々な資産を活用した、資金調達手段の多様化にも取り組んでおります。今後も引き続き、健全な中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に確りと取り組んでまいります。更に、お客さまの多様な経営課題に的確に応える質の高いソリューションの提供にも、積極的に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行では、個人・法人・海外といった事業領域にまたがる分野を結びつける3つの専門組織である、コーポレート・アドバイザー本部、プライベート・アドバイザー本部、グローバル・アドバイザー部を整備し、これらの組織を通じた「V-KIP(Value, Knowledge, Information, Profit)」の共有により、法人のお客さまに対するよりきめ細かいサポートや、ソリューション提供力の強化に取り組んでおります。

グループ一体となったソリューション提供につきましても、積極的に取り組んでまいります。三井住友ファイナンス&リース株式会社では、昨年12月に住友商事株式会社との間で戦略的共同事業化を行った航空機オペレーティングリース事業や、ユーザー及びサプライヤーの両面からの財務・販売ソリューション提供等を推進してまいります。また、株式会社日本総合研究所では、経営革新・IT関連のコンサルティングや戦略的情報システムの企画・構築等、既存業務の強化を通じ、付加価値の高いサービスを提供してまいります。

加えて、本年10月には、日興コーディアル証券株式会社を株式会社三井住友銀行の100%子会社とし、グループの一員に迎え入れました。世界的な銀証一体化の動きの加速や、国内におけるファイアーウォール規制の見直し等、金融業界を取り巻く環境が大きく変化するなか、株式会社三井住友銀行と日興コーディアル証券株式会社との緊密な協働により、銀証融合のビジネスモデルを追求し、グローバル企業から中堅中小企業まで幅広いお客さまのニーズに、銀行・証券の垣根を越えた質の高いサービスを提供してまいります。

#### (個人向け金融コンサルティングビジネス)

株式会社三井住友銀行では、個人のお客さまに対する金融コンサルティングビジネスを一段と高度化し、多様な金融サービスをワンストップでご提供する「トータルコンサルティング」の実現を目指してまいります。具体的には、本年8月より株式会社三井住友銀行の全店で取扱いを開始した平準払保険等や個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社をご提供する投資一任契約に基づく資産運用サービスや日興コーディアル証券株式会社と共同開発した投資信託等の商品ラインアップの一層の充実を図ってまいります。また、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上にも努めてまいります。

加えて、日興コーディアル証券株式会社を当社グループの一員として迎え入れたことにより、当社のリテールプラットフォームは預かり資産65兆円、営業員約9,800人、全国約600拠点と飛躍的に拡大いたしますが、この強固なプラットフォームに、これまで株式会社三井住友銀行、日興コーディアル証券株式会社それぞれが築きあげてきたコンサルティングビジネスのノウハウや商品・サービスを連携して投入していくことで、リテール金融ビジネスの更なる強化を行い、お客さまの様々なニーズにお応えしてまいります。

#### (支払・決済・コンシューマーファイナンス)

クレジットカード事業につきましては、三井住友カード株式会社と株式会社セディナの2社体制を通じ、グループトータルでのスケールメリットを追求するとともに各社の強みを活かしたトップライオンシナジーを極大化し、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。

また、コンシューマーファイナンス事業につきましては、グループ各社との戦略的提携を通じて、マーケットシェアの拡大とともに事業の効率化を進め、個人のお客さまの健全な資金ニーズにお応えしてまいります。本年7月にオリックス・クレジット株式会社を連結子会社化したことによって、変容する市場においてプレゼンスを更に向上し、より一層幅広いお客さまのニーズにお応えできると考えております。



#### (グローバルマーケットにおける特定分野)

グローバルマーケットにおきましては、引き続き、プロジェクトファイナンス等、当社グループが強みを持つ特定プロダクツの強化を進めてまいります。高い経済成長が見込まれるアジア地域におきましては、まず三井住友銀行(中国)有限公司を通じ、これまで以上に中国地域におけるお客さまのニーズにお応えできる体制を構築してまいります。また、アジア・大洋州本部におきましても、より地域に密着した機動的な業務運営を進めてまいります。加えて、国民銀行(韓国)や第一商業銀行(台湾)、東亜銀行(香港)、バンク・セントラル・アジア(インドネシア)等、アジア各国の地場銀行との業務提携を梃子に、一段と事業の強化を図ってまいりますほか、英国の大手金融機関であるバークレイズ・ピーエルシーとの間でウェルスマネジメント分野や南アフリカ等における業務協働につきましても、具体的な検討を進めております。

当社グループは、今後、これらの取組みにおいて着実な成果を示すことにより、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

#### (2) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は20百万円であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成21年3月31日から先進的内部格付手法を採用しております。なお、平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,851,389
	うち非累積的永久優先株(注)1	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	57,759	492,070
	利益剰余金	1,761,220	1,347,826
	自己株式(△)	124,240	124,054
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	60,105	50,981
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△57,108	△86,132
	新株予約権	56	74
	連結子会社の少数株主持分	1,814,874	2,133,861
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	1,409,104	1,730,508
	営業権相当額(△)	223	172
	のれん相当額(△)	191,746	181,438
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	42,602	40,146
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	47,143
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	4,578,762	5,295,152
	繰延税金資産の控除金額(△)(注)2	87,444	—
計 (A)	4,491,317	5,295,152	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注)3	463,820	603,212	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	263,958	307,602
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	37,209	37,183
	一般貸倒引当金	64,131	79,536
	適格引当金が期待損失額を上回る額	13,070	—
	負債性資本調達手段等	2,368,389	2,341,164
	うち永久劣後債務(注)4	870,112	676,165
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注)5	1,498,277	1,664,999
	計	2,746,760	2,765,486
うち自己資本への算入額 (B)	2,746,760	2,765,486	

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注) 6 (D)	730,976	779,160
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	6,507,101	7,281,479
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	50,088,982	44,133,383
	オフ・バランス取引等項目	9,917,595	8,037,569
	信用リスク・アセットの額 (F)	60,006,577	52,170,953
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	291,765	235,832
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	23,341	18,866
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	3,134,164	3,016,479
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	250,733	241,318
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を 乗じて得た額 (K)	—	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	63,432,507	55,423,266
連結自己資本比率(第一基準) = E/L × 100 (%)		10.25%	13.13%
(参考) Tier 1 比率 = A/L × 100 (%)		7.08%	9.55%

(注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成20年9月30日現在310,203百万円、平成21年9月30日現在310,203百万円であります。

2 繰延税金資産の純額に相当する額は平成20年9月30日現在1,003,197百万円、平成21年9月30日現在671,977百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は平成20年9月30日現在915,752百万円、平成21年9月30日現在1,059,030百万円であります。

3 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

4 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

6 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」は、当社及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している以下9件の優先出資証券であります。

## 1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年1月以降の各配当支払日(ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド	135,000百万円
払込日	平成18年12月18日	平成18年12月18日	平成20年2月7日
配当率	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成30年1月の配当支払日以降は変動配当。金利ステップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由(注)1」又は「支払不能事由(注)2」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由(注)3」に抵触する場合、又は、当社優先株式(注)4が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式(注)4への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。	「分配可能額(注)5」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額(注)6」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格	当社優先株式(注)4と同格

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成25年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成30年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成41年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	1,350百万米ドル	250百万英ポンド
払込日	平成20年5月12日	平成20年7月18日	平成20年7月18日
配当率	固定	固定 (ただし、平成30年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)	固定 (ただし、平成41年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日	平成41年1月までは毎年1月25日 平成41年7月以降は毎年1月25日 及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。
分配可能額制限	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額となる。
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同格

- (注) 1 清算事由  
清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。
- 2 支払不能事由  
債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。
- 3 監督事由  
当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。
- 4 当社優先株式  
自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。
- 5 分配可能額  
直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。
- 6 処分可能分配可能額  
当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

発行体	SMFG Preferred Capital JPY 2 Limited	SMFG Preferred Capital JPY 3 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	Series A 平成31年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series B 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series C 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series D 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series E 平成31年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series F 平成28年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series G 平成26年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	Series A 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series B 平成32年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要) Series C 平成27年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	698,900百万円 Series A 113,000百万円 Series B 140,000百万円 Series C 140,000百万円 Series D 145,200百万円 Series E 33,000百万円 Series F 2,000百万円 Series G 125,700百万円	343,000百万円 Series A 99,000百万円 Series B 164,500百万円 Series C 79,500百万円
払込日	Series A、B、C及びD 平成20年12月18日 Series E、F及びG 平成21年1月22日	平成21年9月28日
配当率	Series A 固定(ただし、平成31年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される) Series B 固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series C 固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series D 固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series E 固定(ただし、平成31年7月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series F 固定(ただし、平成28年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series G 固定(ただし、平成26年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)	Series A 固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は、変動配当率が適用 されるとともにステップ・アップ 金利が付される) Series B 固定(ただし、平成32年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし) Series C 固定(ただし、平成27年1月の配当 支払日以降は変動配当。金利ステ ップ・アップなし)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止さ れた配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優先株 式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っ ていない場合には、配当が減額又は停止できる。	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 <sup>(注)1</sup> 」又は「支払不能事由 <sup>(注)2</sup> 」 が発生した場合には、配当が停止される(停止さ れた配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用され る場合には、配当が減額又は停止される。  任意配当停止事由 「監督事由 <sup>(注)3</sup> 」に抵触する場合、又は、当社優先株 式 <sup>(注)4</sup> が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っ ていない場合には、配当が減額又は停止できる。
配当制限	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合 は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停 止される。	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> への配当が減額又は停止された場合 は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停 止される。
分配可能額制限	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券 の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への 配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額と なる。	「分配可能額 <sup>(注)5</sup> 」が本優先出資証券及び同順位証券 の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への 配当金は「処分可能分配可能額 <sup>(注)6</sup> 」に等しい金額と なる。



強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同等	当社優先株式 <sup>(注)4</sup> と同等

(注) 1 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3 監督事由

当社の自己資本比率またはTier1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額または支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる本優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、本優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、本優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各本優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

## 2. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券(以下、「本優先出資証券」という。)
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 (ただし、平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ペーシス・ポイントのステップ・アップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日と7月25日(初回配当支払日は平成19年7月25日) 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式<sup>(注)1</sup>に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。</li> <li>(2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書<sup>(注)2</sup>を交付した場合。</li> <li>(3) 当該配当支払日が監督期間<sup>(注)3</sup>中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示<sup>(注)4</sup>を交付している場合。</li> <li>(4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示<sup>(注)5</sup>を交付している場合。</li> <li>(5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間<sup>(注)6</sup>中に到来する場合。</li> </ol> また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 <sup>(注)4</sup> 若しくは配当減額指示 <sup>(注)7</sup> がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	ある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額(上記一部配当金額を含む。)の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 <sup>(注)1</sup> に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 7月に到来する配当支払日(「前期配当支払日」)に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能金額から下記(A)、(B)及び(C)に記載の金額を控除した金額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</li> <li>(B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社(発行会社を除く。)が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額</li> <li>(C) 配当同順位株式<sup>(注)8</sup>(もしあれば)の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額</li> </ol> </li> <li>(2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日(「後期配当支払日」)に関しては、上記(1)に記載の金額から下記(x)、(y)及び(z)に記載の金額を控除した額 <ol style="list-style-type: none"> <li>(x) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(A)に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額</li> <li>(y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額</li> <li>(z) (後期配当支払日の前日の時点において)前期配当支払日以降上記(B)及び(C)に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額</li> </ol> </li> </ol>

強制配当	<p>ある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する(下記(1)、(2)、(3)及び(4)を条件とする。)。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示<sup>(注)5</sup>又は配当減額指示<sup>(注)7</sup>がなされているかどうかには関わりなく実施される。</p> <p>(1) 支払不能証明書<sup>(注)2</sup>が交付されていないこと</p> <p>(2) 分配制限に服すること</p> <p>(3) 当該配当支払日が監督期間<sup>(注)3</sup>中に到来する場合には、監督期間配当指示<sup>(注)4</sup>に服すること</p> <p>(4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間<sup>(注)6</sup>中に到来するものでないこと</p>
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x)株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態(日本の破産法上の「支払不能」を意味する。)、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債(上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。)が株式会社関西アーバン銀行の資産を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより(発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても)を超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、金融商品取引法により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは第2四半期報告書に係る事業年度末又は第2四半期末において、日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a)当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b)配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

6 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a)日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合(会社法に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。 )又は(b)日本の管轄裁判所が(x)日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは(y)日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示(ただし、強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。)

8 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式(本優先出資証券を除く。)